めの四桁の数字）に関する情報をいう。以下同じ。）を券面事項確認利用領域に記録するとともに、個人番号カードの券面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。	
［イ～エ　略］	［イ～エ　同左］
［３　略］	［３　同左］
第４　個人番号カードの交付等及び管理等	第４　個人番号カードの交付等及び管理等
１　個人番号カードの交付等	１　個人番号カードの交付等
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　個人番号カードの交付	⑵　個人番号カードの交付
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード用利用者証明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。	エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、旧氏、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（署名利用者符号（公的個人認証法第２条第４項に規定する署名利用者符号をいう。）及びこれと対応する署名利用者検証符号（同項に規定する署名利用者検証符号をいう。）、署名用電子証明書（公的個人認証法第３条第１項に規定する署名用電子証明書をいう。）並びに署名用電子証明書に係る暗証番号並びに利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）並びに利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。
［オ～ク　略］	［オ～ク　同左］
［⑶・⑷　略］	［⑶・⑷　同左］
［２　略］	［２　同左］
第６　個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用	第６　個人番号カードの券面事項確認利用領域の利用
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　必要最小限の情報の記録	３　必要最小限の情報の記録
個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報及びローマ字氏名以外の個人情報を記録しないこと。	個人番号カードの券面事項確認利用領域には、券面事項確認情報以外の個人情報を記録しないこと。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。